

TCA Information

令和7年12月10日

基礎的電気通信役務支援機関
TCA一般社団法人電気通信事業者協会
Telecommunications Carriers Association

第二号基礎的電気通信役務制度に係る 「第二種交付金の額及び交付方法」並びに「第二種負担金の額及び徴収方法」 に関する総務大臣の認可について

令和8年度から、「ブロードバンドユニバーサルサービス」を維持するための新しい制度「第二号基礎的電気通信役務制度」が始まります。

テレワーク、遠隔教育、遠隔医療など、ブロードバンドは毎日の暮らしに欠かせないサービスです。

人口減少に伴う採算性の悪化や山間地等の地理的条件の地域差によって不採算となってしまう地域においても、こうしたブロードバンドの基盤をみんなで支えて維持するために、新しい仕組みが始まります。

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 島田 明）は第二号基礎的電気通信役務を支援するため、「令和8年度の第二種交付金の額及び交付方法」並びに「令和8年度の第二種負担金の額及び徴収方法」について、令和7年10月20日付けで総務大臣に認可申請を行っていましたが、12月9日に申請のとおり認可（総基促第133号）されましたのでお知らせいたします。

認可の主な内容は、別紙のとおりです。

なお、令和8年度の第二種交付金の額及び令和8年度の回線単価は、インターネットを利用して弊協会のホームページ（<https://www.tca.or.jp/>）に掲載します。

（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第110条の4及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第40条の8等の規定による）

1 交付金関係の主な内容

(1) 令和8年度の交付金の額

第二種適格事業者（注1）	令和8年度の第二種交付金の額
NTT東日本株式会社	143,487,142円
NTT西日本株式会社	5,094,987円
株式会社ZTV（注2）	0円
計	148,582,129円

（注1）令和7年3月31日、電気通信事業法第110条の3第1項の規定に基づき総務大臣により3社が指定された。第二種適格事業者は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号。以下「算定等規則」といいます。）第5条第1項により算定する第二種交付金の交付の対象となる。

（注2）株式会社ZTVについては、令和6年度における第二号基礎的電気通信役務の収支が黒字であったこと、収支が黒字の場合に交付金算定の対象となる担当支援区域がなかったことから、第二種交付金の額は0円となった。

(2) 令和8年度の第二種交付金の交付の方法

① 第二種交付金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が負担事業者ごとに算出する（第二種負担金の額の対象となる）算定対象回線数（8年3月末の回線数）の通知を支援機関（弊協会）が受領してから2週間以内に、支援機関から第二種交付金の交付対象である各第二種適格電気通信事業者に対して通知します。

② 第二種交付金の交付期限

上記①の通知から40日を経過した後の最初の営業日まで。

2 負担金関係の主な内容

(1) 令和8年度の負担金の額

① 回線単価

令和8年度において第二種負担金を負担する事業者（電気通信事業法第110条の5第1項の「高速度データ伝送役務提供事業者」。以下「負担事業者」という。）から徴収する負担金の1回線あたりの単価 2円

② 負担事業者ごとの第二種負担金の額（年額）

$$\text{回線単価 } 2 \text{ 円} \times \left(\begin{array}{l} \text{令和8年3月末における負担事業者ごとの} \\ \text{算定対象回線数（注3）} \end{array} \right)$$

(注3) 令和8年度の負担金は年1回、令和8年3月末における各負担事業者の算定対象回線数を基に負担事業者から徴収することになります。

(2) 令和8年度の第二種負担金の徴収方法

① 第二種負担金の通知

算定等規則第25条第1項の規定に基づき総務大臣が負担事業者ごとに算出する第二種負担金の額の対象となる算定対象回線数（令和8年3月末の回線数）の通知を支援機関（弊協会）が受領してから2週間以内に、支援機関から負担事業者（注4）に対して通知する。ただし、納付すべき第二種負担金の額が0円の事業者を除く。

② 第二種負担金の納付期限

上記①の通知の日から一月を経過した後の最初の営業日まで。

③ 延滞金の徴収

納付期限までに第二種負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付するまでの日数1日につき1万分の4の割合を乗じた延滞金を請求するものとする（電気通信事業法第110条の5第2項の規定において読み替えて準用する同法第110条第5項及び算定等規則第30条）。

(注4) 負担事業者は認可の対象ではありません。電気通信事業法第110条の5第1項の規定に該当する事業者は同規定により（総務大臣による認可等がなくても）高速度データ伝送役務提供事業者（負担事業者）となり、徴収の対象となります。

関連する内容につきまして、弊協会のホームページにも掲載しております。

<https://www.tca.or.jp/broadband-universalservice.html>